

鳥取県水素関連技術開発支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県水素関連技術開発支援補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「事業所等」とは、本店、支店、営業所、事務所その他名称の如何を問わず、事業を行うために必要な施設をいう

(交付目的)

第3条 本補助金は、水素関連産業の創出に向けて、県内にある技術シーズ・地域資源を県内外の技術・学術・人的連携等により掘り起し磨き上げて活用し、本県をフィールドとして行う新たな技術開発・実証事業を支援することにより、県内における水素関連産業の成長、技術力向上、市場参入及び受発注獲得等に資することを目的として交付する。

(補助対象者の要件)

第4条 本補助金の対象者は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 次の要件を全て満たす者

ア 現に「脱炭素技術研究会」に参画している者であること。

イ 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第2項に規定する中小企業者等であって、県内に事業所等を有して事業活動を行う者であること。

また、前段に該当しない者であって、現に県内に事業所等を設置し、事業化に向けた調査・研究開発等に取り組む能力を付与している者又は事業の開始から終了するまでの間に、県内に事業所等を設置し、事業化に向けた調査・研究開発等に取り組む者であること。

ウ 次のいずれかに該当する者でないこと。

(ア) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業を営む者

(イ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(ウ) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(エ) 暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(2) 次の要件を全て満たすグループ

ア 事業の開始から終了するまでの間、前号のウを満たす2者以上で構成され、かつ前号の要件を全て満たす者が1者以上含まれること。

イ 当該グループの構成員の中から、前号の要件を全て満たす者を、本補助金に係る事務の一切を統括し管理運営等を行う代表者として1者選定していること。

(補助金の交付)

第5条 県は、第3条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者（以下「補助対象者」という。）に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助対象者が行う補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の合計額に同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額以下（千円未満は切り捨てる。）とし、上限は同表の第5欄に定める額とする。また、補助対象期間は、同表の第6欄に定める期間とする。

3 本補助金とは別に県から同種の補助金等を受けている又は受ける予定となっている事業については、補助対象としないものとする。

4 補助事業の実施に当たっては、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、県内事業者への発注に努めなければならない。

(補助事業実施計画書等の提出及び事業の採択)

- 第6条 本補助金の交付を受けようとする者は、様式第1号による補助事業実施計画書及び第2号による補助事業収支予算書を、商工労働部産業未来創造課長が別に定める期日までに知事に提出するものとする。
- 2 知事は、前項の補助事業実施計画書等の提出があった時は、鳥取県補助金等審査会（鳥取県水素関連技術開発支援補助金審査会。以下「審査会」という。）に諮り、その評価、意見、助言等に基づき採択の可否を決定するものとする。
 - 3 審査会は、鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第1項の規定により設置するものとする。
 - 4 第2項の評価等は、別に定める基準に基づき行うものとする。

(交付申請の時期等)

- 第7条 知事は、前条第2項に規定する採択の可否を決定後、補助事業実施計画書等を提出した者に対し、速やかに採択の可否を通知する。
- 2 前項の通知は、様式第3号により行うものとする。
 - 3 事業採択となった者は、別に定める日までに、規則第5条の交付申請書を知事に提出しなければならない。
 - 4 規則第5条の交付申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び第2号とする。

(交付決定の時期等)

- 第8条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から起算して30日以内に行うものとする。
- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第4号によるものとする。

(承認を要しない変更)

- 第9条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。
- (1) 本補助金の増額を伴う変更
 - (2) 交付目的の達成に支障が生じ、又は事業効率の低下をもたらすおそれのある事業計画の変更
- 2 前条第1項の規定は、規則第12条第1項に規定する変更等の承認について準用する。
 - 3 規則第12条第3項の申請書に添付すべき書類は、様式第1号及び第2号とする。

(実績報告の時期等)

- 第10条 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）を、次に掲げる日までに行わなければならない。
- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了、中止又は廃止の日から起算して20日を経過する日
 - (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月15日
- 2 規則第17条第1項の実績報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第5号及び第6号によるものとする。

(補助金等進捗状況報告の時期等)

- 第11条 規則第17条第3項の規定による補助金等進捗状況報告書は、各年度（前条第1項の実績報告に係る年度を除く。）の翌年度の4月15日までに行わなければならない。
- 2 前項の報告は、様式第7号により行うものとする。

(現地調査等)

- 第12条 知事は、前条第1項により提出された補助金等進捗状況報告書を審査し、必要に応じて補助事業の進捗について職員に現地調査を行わせ、状況に応じて事業の進捗を促すことができるものとする。

(補助金の支払)

- 第 13 条 知事は、補助対象経費が適正に支出されていると認めた場合、交付決定額の範囲内で補助事業者の補助対象経費の支払実績額に対応する補助金を補助事業者へ支払うものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、補助事業者から補助事業に係る経費について補助金の概算払を請求されたときは、知事はその内容を審査し、適切と認められる場合に限り、原則として鳥取県の一会計年度につき 1 回に限り、交付決定額かつ一会計年度における当該予算の範囲内で補助事業者が申請する額を支払うことができるものとする。
 - 3 補助事業者は、概算払を受けようとするときは、様式第 8 号を知事に提出しなければならない。
 - 4 規則第 19 条の規定による概算払の通知は、様式第 9 号によるものとする。
 - 5 規則第 20 条第 1 項の申出は、様式第 10 号により行うものとする。

(財産の処分制限)

- 第 14 条 規則第 25 条第 2 項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）とする。
- 2 規則第 25 条第 2 項第 4 号の財産は、交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるものとする。
 - 3 規則第 25 条第 2 項の知事の承認に係る申請は、様式第 11 号により行うものとする。
 - 4 第 8 条第 1 項の規定は、規則第 25 条第 2 項の知事の承認について準用する。

(財産の処分に伴う収益納付)

- 第 15 条 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入があったことを知った日から起算して 30 日以内に、知事にその旨を報告しなければならない。
- 2 前項の場合において、知事がその収入の全部又は一部に相当する額を県に納付するよう指示したときは、補助事業者はこれに従わなければならない。

(補助金の交付停止等)

- 第 16 条 知事は、補助事業の休廃止等が想定される場合には、第 8 条第 1 項の規定による本補助金の交付決定後であっても、本補助金の交付を停止できるものとする。
- 2 前項の実施手続、本補助金交付停止措置の解除及び解除後の本補助金の交付方法等は、補助事業者との協議により決定するものとする。

(補助事業の報告等)

- 第 17 条 商工労働部長は、必要があると認めるときは、補助事業者に補助事業の状況について報告又は発表をさせることができる。

(消費税及び地方消費税の取扱い)

- 第 18 条 本補助金の交付に関する手続きにおいては、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する消費税及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税の額は含めないものとする。

(雑則)

- 第 19 条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

附 則

この要綱は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第5条関係）

1 補助事業	水素関連産業の創出に向けて、県内にある技術シーズ・地域資源を県内外の技術・学術・人的連携等により掘り起し磨き上げて活用し、本県をフィールドとして行う新たな技術開発・実証事業																
2 補助対象者	第4条各号に規定する要件を満たす者																
3 補助対象経費	<table border="1"> <thead> <tr> <th>経費区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直接人件費</td> <td>補助事業に直接従事する従業員、アルバイト等について、当該事業に直接従事する時間分の給与、賃金相当額</td> </tr> <tr> <td>機械装置・工具器具、ソフトウェア開発環境使用料及び購入費</td> <td>(1)補助事業に必要な機械装置・工具器具類の購入、製作、借用に要する経費 (2)補助事業に必要なソフトウェア開発に必要な開発環境の使用料（サーバー利用料等）及び購入・構築、借用に要する経費 (3)前1号又は前号と一体で行う改良・修繕、据付又は運搬に要する経費</td> </tr> <tr> <td>委託費</td> <td>実験・研究等の外部委託、試作品等の品質・性能の評価の外部委託、試作品等の設計・開発等の外部委託に要する経費及び自社で不可能なソフトウェア等の開発の外部委託に要する経費 (県内事業者が実施したものに限る。ただし、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が事前に認めた場合については、この限りでない)</td> </tr> <tr> <td>共同研究費</td> <td>県内外の学術機関等と共同研究契約を締結して行う共同研究経費</td> </tr> <tr> <td>外部専門家受入経費</td> <td>補助事業実施に関する専門知識や技術的ノウハウ等を得るために行う、外部専門家の受入に要する経費（専門家への旅費・謝金、専門家を招いての従業員講習のための会場借上料等）</td> </tr> <tr> <td>産業財産導入費</td> <td>知的財産の使用料等、必要な産業財産権を導入するための経費</td> </tr> <tr> <td>その他の経費</td> <td>その他補助事業に必要と認められる経費 (消耗品・原材料費、試作品作成費、旅費、謝金、使用料及び賃借料、通信運搬費、光熱水費、その他経費)</td> </tr> </tbody> </table>	経費区分	内容	直接人件費	補助事業に直接従事する従業員、アルバイト等について、当該事業に直接従事する時間分の給与、賃金相当額	機械装置・工具器具、ソフトウェア開発環境使用料及び購入費	(1)補助事業に必要な機械装置・工具器具類の購入、製作、借用に要する経費 (2)補助事業に必要なソフトウェア開発に必要な開発環境の使用料（サーバー利用料等）及び購入・構築、借用に要する経費 (3)前1号又は前号と一体で行う改良・修繕、据付又は運搬に要する経費	委託費	実験・研究等の外部委託、試作品等の品質・性能の評価の外部委託、試作品等の設計・開発等の外部委託に要する経費及び自社で不可能なソフトウェア等の開発の外部委託に要する経費 (県内事業者が実施したものに限る。ただし、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が事前に認めた場合については、この限りでない)	共同研究費	県内外の学術機関等と共同研究契約を締結して行う共同研究経費	外部専門家受入経費	補助事業実施に関する専門知識や技術的ノウハウ等を得るために行う、外部専門家の受入に要する経費（専門家への旅費・謝金、専門家を招いての従業員講習のための会場借上料等）	産業財産導入費	知的財産の使用料等、必要な産業財産権を導入するための経費	その他の経費	その他補助事業に必要と認められる経費 (消耗品・原材料費、試作品作成費、旅費、謝金、使用料及び賃借料、通信運搬費、光熱水費、その他経費)
経費区分	内容																
直接人件費	補助事業に直接従事する従業員、アルバイト等について、当該事業に直接従事する時間分の給与、賃金相当額																
機械装置・工具器具、ソフトウェア開発環境使用料及び購入費	(1)補助事業に必要な機械装置・工具器具類の購入、製作、借用に要する経費 (2)補助事業に必要なソフトウェア開発に必要な開発環境の使用料（サーバー利用料等）及び購入・構築、借用に要する経費 (3)前1号又は前号と一体で行う改良・修繕、据付又は運搬に要する経費																
委託費	実験・研究等の外部委託、試作品等の品質・性能の評価の外部委託、試作品等の設計・開発等の外部委託に要する経費及び自社で不可能なソフトウェア等の開発の外部委託に要する経費 (県内事業者が実施したものに限る。ただし、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が事前に認めた場合については、この限りでない)																
共同研究費	県内外の学術機関等と共同研究契約を締結して行う共同研究経費																
外部専門家受入経費	補助事業実施に関する専門知識や技術的ノウハウ等を得るために行う、外部専門家の受入に要する経費（専門家への旅費・謝金、専門家を招いての従業員講習のための会場借上料等）																
産業財産導入費	知的財産の使用料等、必要な産業財産権を導入するための経費																
その他の経費	その他補助事業に必要と認められる経費 (消耗品・原材料費、試作品作成費、旅費、謝金、使用料及び賃借料、通信運搬費、光熱水費、その他経費)																
4 補助率	3分の2																
5 補助金上限額	10,000千円																
6 補助対象期間	24月以内																

- (注) 1 消費税及び地方消費税は補助対象経費から除くものとする。
2 振込手数料は補助対象経費から除くものとする。
3 直接人件費の経費配分割合は、原則、補助対象経費全体の50%以内とする。
4 委託費の経費配分割合は、原則、補助対象経費全体の50%以内とする。